

本件処分は、[redacted] ([redacted])
[redacted] 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 (以下、「通知」
という。) に基づいて、各経過において必要な検討を行い、適用されるべき規定に
より決定されたものである。

[redacted] に請求人及び [redacted] が生活保護の申請に来所した際、 [redacted]
[redacted] ではないかの確認を行ったところ、請求人からは、 [redacted] の申出を受けた。 [redacted]
[redacted] に入院中の請求人を訪ね、生活歴等の聴き取り調査を行った際にも、
請求人及び [redacted] ことをうかが
わせる供述はなかった。

[redacted]、 [redacted] に対し請求人が [redacted] に該当するか否か
を文書で照会した。この照会は、通知で認められた手続きである。これに対し、平
[redacted] から、請求人が [redacted] 旨
の回答を得た。さらに、 [redacted] には [redacted] を訪問し、回
答に間違いはない旨を確認した。

[redacted] の該当性については、実務上、警察からの回答をよりどころにするほか
はない。また、申請時において請求人が [redacted] に属していたこと自体を否定してい
た以上、請求人は [redacted] であること、あるいは、 [redacted] であったことを積極的
に秘匿しようとして虚偽の供述をしていたと思料される。よって、処分庁としては、
警察からの情報に基づき請求人は [redacted] であると判断せざるを得ず、通知に基づ
いて決定を行うこととした。

通知では、申請者等が [redacted] であることが確認された場合には、既に申請を行
っている場合には、原則として申請を却下すべき旨が規定されているが、ただし書
きにおいて、急迫状態にあると認められる者については、その状態が解消されるま
での間は保護を適用する事が出来ると規定されている。

[redacted]、 [redacted] を訪問して病状調査を行い、主治医から、
[redacted]
[redacted] の回答を得た。

主治医の回答から請求人は急迫性のある状態であったと認め、保護申請日からそ
の状態が解消するまでの間の保護を適用する事を決定した。併せて、主治医の意見
から、病状調査を行った日には急迫性のある状態が解消していることが認められた
ため、 [redacted] で保護を廃止する決定を行った。

[redacted]、入院中の請求人を訪ね、適用日を [redacted]
とする保護開始決定及び、 [redacted] 付けで保護廃止とする本件処分を

通知した。この時に初めて、請求人から [REDACTED] の申出があった。

[REDACTED]

さらに通知では、急迫保護には該当しないが、[REDACTED] と生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、世帯分離による保護適用を検討することとされている。本件処分は急迫保護を行うものであるため、この規定には該当しない。また、[REDACTED]

第3 請求人の反論

処分庁の弁明書に対し、請求人から反論書が提出された。その趣旨は、要約すると次のとおりである。

本審査請求の趣旨は、請求人が [REDACTED] に該当するか警察に照会して得た回答を唯一無二の証拠として絶対視し、請求人に事実と相違ないか否かの真偽の確認を行わず、事実として [REDACTED] 事実誤認のまま生活保護の廃止を決定したことは不当であり、当該処分を不服とし、処分の取り消しを求めるものである。

[REDACTED]

[REDACTED] という明確な自覚はなかった。

処分庁は警察への照会結果を、唯一かつ絶対の [REDACTED] 認定基準であると、国の通知を濫用解釈している。通知全体の文脈からも、本人の供述内容にかかわらず、警察への照会結果のみをもって直ちに [REDACTED] であると断定し、絶対に保護を適用しないことを求めているとは解釈しがたい。通知を根拠に、警察の回答のみを

もって直ちに[REDACTED]であると断定することは解釈の濫用であり、手続きの正当性に欠け、明らかに事実を誤認しており、到底認められない。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 [REDACTED]、請求人は[REDACTED]を受診し、[REDACTED]により、入院が必要との診断を受けたこと。
- 2 同日、請求人及び[REDACTED]は、処分庁を訪れ、生活保護の申請をしたこと。
- 3 [REDACTED]、請求人は[REDACTED]に入院したこと
- 4 [REDACTED] 請求人は[REDACTED]手術を受けたこと。
- 5 処分庁は文書で[REDACTED]に対し、請求人が[REDACTED]か否かについて照会し、[REDACTED]の文書で、請求人が[REDACTED]との回答を得たこと。
- 6 [REDACTED] 処分庁は[REDACTED]で請求人の担当医師と面接し、請求人の病状調査を行ったこと。処分庁が作成したこの病状調査の記録表には以下のとおり記載されていること。
 - ・ 病名 [REDACTED]
 - ・ 病状 [REDACTED]
 - ・ 現に行っている療養上の指示及び患者の受領態度 [REDACTED]
 - ・ 治癒の見込期間 [REDACTED]
 - ・ 当該患者及び家族に関し、福祉事務所に対する意見要望又は調査者の依頼事項 [REDACTED]

現在の状況で退院できないことはないが、現実的には厳しいといえる。

・ 就労の可能性

- 7 [redacted]、処分庁はケース診断会議を行ったこと。処分庁は、主治医の意見を踏まえ、保護申請時は急迫状況であったため保護の適用を行う方針を決めたこと。あわせて処分庁は、[redacted] [redacted]付けで保護の廃止を行う方針を決めたこと。
- 8 [redacted] 処分庁は適用年月日を [redacted] とする保護開始処分及び適用年月日を [redacted] とする本件保護廃止処分を決定したこと。
- 9 [redacted] から [redacted] までの間に、処分庁は請求人世帯の収入、資産及び扶養義務者の状況について調査を行っていること。処分庁が調査した範囲では、請求人世帯は、世帯の収入及び資産の活用や扶養義務者からの援助によって最低生活の維持ができる状態ではないと認められたこと。
- 10 [redacted] 処分庁は請求人が入院している [redacted] を訪れ、請求人及び [redacted] に対し、上記保護開始処分及び本件保護廃止処分を通知したこと。
- 11 請求人から [redacted] 付けで本件審査請求が提起されたこと。
- 12 処分庁から [redacted] 付けで弁明書が提出されたこと
- 13 請求人から [redacted] 付けで反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

- 1 生活保護法（以下「法」という。）第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最大限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の要件として補足性の原理を定めている。
- 2 一方で法第4条第3項は、「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定し、急迫した事由がある場合には、保護の補足性の要件を満たさなくとも保護を行い得るとされ

ている。

- 3 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と世帯単位の原則を規定している。
- 4 世帯の認定については、「生活保護法による保護に実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。そのうえで、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1-2-(1)において、世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合は、世帯分離して差しつかえないこととされている。
- 5 [redacted] については、[redacted] 厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「[redacted] 通知」という。）により、取り扱いの基準が示されている。[redacted] 通知では、1基本方針として、[redacted] は、集团的に又は常習的に[redacted] に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、保護の要件の判断に当たり、稼働能力の活用要件を満たさないこと及び資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができないことから、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。）にある場合を除き、申請を却下することとされている。
- 6 [redacted] であることが疑われる者への対応として、[redacted] 通知では、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては福祉事務所が[redacted] 該当性を確認する事が困難なときには、その[redacted] 該当性について警察から情報提供を受ける必要がある場合として、警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等が示されている。
- 7 [redacted] 通知では、保護の要件の判断と指導指示の徹底について以下のとおり示されている。

申請者等が[redacted] であることが確認された場合には、原則として、既に申請を行っている場合には申請を却下すること。ただし、法第4条3項の規

定に基づき、急迫状況にあると認められる者については、その状態が解消するまでの間は、保護を適用することができるものである。

申請者等が申請時点においては[]であったが、[]からの脱退届及び離脱を確認できる書類（[]、[]等）、誓約書（2度と[]）、自立更生計画書の提出を要請するなどにより、[]から離脱させた場合であって、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断すること。

世帯の構成員に[]がいる場合において、当該[]は急迫状況にあるとは認められないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、局長通知第1-2-(1)により世帯分離による保護適用を検討すること。

8 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

[]に対する生活保護の適用については、上記第5-5のとおり[]通知に基づいて判断することとされており、この点について、請求人と処分庁の間に争いはない。

請求人は、本件処分に係る[]と主張している。更に請求人は、警察からの照会結果について請求人に真偽の確認を行わないまま[]であると判断し、本件保護廃止処分を行ったことは[]通知を濫用解釈していると主張している。

一方処分庁は、[]の該当性の判断は警察からの回答をよりどころにするほかはないため、請求人は[]であると判断せざるを得なかったと主張している。そのうえで、処分庁は[]通知に基づいて必要な検討を行い、本件処分を決定したと主張している。

以下、処分庁が警察からの照会結果について請求人に確認しないまま本件廃止処分を行ったことの妥当性及び処分庁が[]通知に基づいて必要な検討を行ったかについて検討する。

(1) 警察からの照会結果について請求人に確認しないまま本件廃止処分を行ったことの妥当性

処分庁は、警察への照会で[]そのことを請求人に伝えて事情を聴取することをせずに、請求人は[]であると判断し、本件保護廃止処分を行っている。

一般に、行政処分を行うに当たり、処分の対象者の申し出の内容と、行政庁が職権で調査した内容に相違がある場合には、行政庁は対象者から事情を聴取し、十分な調査、検討を経た上で判断をするべきと認められる。特に不利益処分を行うに当たっては、慎重な調査、検討が求められるものである。

処分庁は、上記第2のとおり、[]の該当性については、実務上、警

察からの回答をよりどころにするほかはないと主張している。また、処分庁は、請求人は[]であること、あるいは、[]であったことを積極的に秘匿しようとして虚偽の供述をしていたと思料されると主張している。処分庁は、これらのことから、警察からの情報に基づき請求人は[]であると判断せざるを得なかったと主張している。

確かに上記第5-5、6、7のとおり、[]に対する生活保護の適用については[]通知において、警察との連携を強化し厳格に取扱うべきことが定められている。しかしながら、自身が[]であることを否定している者について、警察への照会で[]に該当するとの回答を得た場合に、本人に事情を聴取することなく直ちに不利益処分を行うべきことまでを規定しているとは認められない。

処分庁は、本件処分を決定する前に警察への照会結果を請求人に伝え、請求人から事情を聴取するべきであったと認められ、そのような手続きを経ないまま本件廃止処分を行ったことは、不適切であったと言わざるを得ない。

(2) []通知に基づいて必要な検討が行ったかについて

上記第5-7のとおり、[]通知では、申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、[]からの脱退届及び離脱を確認できる書類、誓約書、自立更生計画書の提出を要請するなどにより、[]から離脱させた場合であって、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断することとされている。

処分庁は、請求人は[]を主張しており、[]から脱退していることの証明を求めたり、離脱を促したり、脱退届等、誓約書、自立更生計画書の提出を求めるといったことは行いようがなかったと主張している。

しかしながら、処分庁は警察からの照会結果から、請求人が[]請求人が[]であることを前提とすれば、むしろ処分庁は、請求人に対して[]からの脱退届及び離脱を確認できる書類、誓約書、自立更生計画書の提出を要請することが可能であったと認められる。上記第4-9のとおり、処分庁が調査した範囲では、請求人世帯は、世帯の収入や資産の活用及び扶養義務者からの援助によって最低生活の維持ができる状態ではなかったと認められる。処分庁は、警察からの照会結果を請求人に伝え、暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類、誓約書、自立更生計画書の提出を要請したうえで、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断するべきであった。

また、上記第5-7のとおり、[]通知では、世帯の構成員に[]がいる場合において、当該[]は急迫状況にあるとは認められないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保

護を要する場合は、局長通知第1-2-(1)により世帯分離による保護適用を検討することとされている。

処分庁は、本件処分は急迫保護を行うものであるため、この規定には該当しないと主張している。しかしながら、請求人の急迫状況が解消した後の保護継続の適否の判断に当たっては、改めて検討するべきであったと認められる。

また、処分庁は、請求人世帯について、

[REDACTED]

しかしながら、上記第5-4のとおり、局長通知第1-2-(1)による世帯分離による保護は、保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合に、他の世帯員を世帯分離して保護するものである。そのため、本件処分に関しては、[REDACTED]について、真にやむを得ない事情があつて世帯分離による保護を要するかが検討されるべきである。この点について処分庁は、検討を行っているとは認められない。

これらのことから、処分庁は、請求人世帯の保護の適否について、

[REDACTED]通知に基づいて必要な検討を行ったとは認められない。

以上より、次のとおり判断する。

処分庁は、本件保護廃止処分を行うに当たり、

[REDACTED]請求人から事情を聴取していない。

また、請求人世帯の保護継続の適否について必要な検討を行っていない。

よって、処分庁は、十分な検討を行わないまま処分を行ったと認められるため、本件廃止処分は取り消すべきものである。

第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年5月17日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

